

自動車リサイクル法 解体業 登録変更届出書類等一覧

〔変更届〕

◎→必須のもの

提出書類 及び 添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第七】 引取業者変更届出書	◎	◎
【添付書類】		
ア 住所に変更があった場合		
申請者（個人）の住民票の写し ※注 1 （本籍地の記載があり，個人番号の記載がないもの）	—	◎
法人登記簿謄本（履歴事項証明）	◎	—
定款（又は寄付行為）	◎	—
事務所及び事業場の所在地に関する書類	◎	◎
解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		
事務所、事業場の使用権限を有する事を証する書類（土地登記事項証明，公図等）		
施設の所有権(使用する権原)を証する書類	◎	◎
登録通知書原本 ※書換え交付の場合	◎	◎
イ 氏名又は名称の変更の場合（法人における代表者の変更含む）		
法人登記簿謄本（履歴事項証明）	◎	—
定款（又は寄付行為）	◎	—
別紙 1－1 ※注 2	—	◎
住民票の写し（本籍地記載のもの）※注 1	—	◎
登記事項証明書	—	◎
登録通知書原本 ※書換え交付の場合	◎	◎
ウ 法定代理人に変更があった場合		
別紙 1－1 ※注 2	—	◎
住民票の写し（本籍地記載のもの）※注 1	—	◎
登記事項証明書	—	◎
エ 役員に変更があった場合		
別紙 1－1 ※注 2	◎	—
法人登記簿謄本	◎	—
住民票の写し（本籍地記載のもの）※新規のみ ※注 1	◎	—
登記事項証明書 ※新規のみ	◎	—
別紙 2（申立書） ※注 2	◎	—

オ 使用人に変更があった場合		
別紙 1-1 ※注 2	◎	◎
住民票の写し（本籍地記載のもの）※新規のみ ※注 1	◎	◎
登記事項証明書 ※新規のみ	◎	◎
別紙 2（申立書） ※注 2	◎	◎
カ 100分の5以上の株主又は出資者に変更があった場合		
別紙 1-2 ※注 2	◎	—
法人登記簿謄本 ※株主・出資者が法人の場合	◎	—
住民票の写し（本籍地記載のもの）※株主・出資者が個人の場合 ※注 1	◎	—
登記事項証明書	◎	—
別紙 2（申立書） ※注 2	◎	—
キ 保管場所（使用済自動車、解体済自動車、部品等）に変更があった場合		
別紙 4-1, 別紙 4-2 施設概要書 ※注 2	◎	◎
保管場所の図面	◎	◎
土地（建物）の登記事項証明書 ※自己所有の場合	◎	◎
賃貸借契約書又は使用貸借書（使用承諾書）の写し ※他者所有の場合	◎	◎
ク 標準作業書の内容に変更（改訂）があった場合		
改製した標準作業書（変更箇所にアンダーラインを引く）	◎	◎

※注 1）添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。（当該者が外国人の場合には、国籍が記載されたものを添付してください。）

※注 2）更新申請用の添付書類をご使用ください。

- ★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。
- ★ 届出書及び申立書には実印登録している印鑑の押印が必要です。
- ★ 提出部数は2部〔正本1部、副本（コピー）1部〕必要となります。
- ★ 手数料は不要です。
- ★ 窓口申請で、登録通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒（140円分切手貼付）をご用意ください。なお、登録通知書を受領後、必ず受領書を提出していただきます。
- ★ 申請を行政書士等に委任される場合は、申請者の実印を押印した委任状を提出してください。その場合は、当該実印に係る印鑑証明書を添付してください。
- ★ 窓口で申請される際は、必ず電話でご予約の上、市廃棄物政策課までお越しください。

宇都宮市 環境部 廃棄物政策課 審査指導 G
TEL：028-632-2928
FAX：028-633-4323